## 特別国際種事業廃止届

年 月 日

一般財団法人自然環境研究センター 理事長 殿

住 所 〒

氏名又は名称

(登録番号)

代表者の氏名

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の6の規定に基づき登録を受けた特別国際種事業を廃止したので、第33条の9の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

<u> </u>	<u>: エ し .</u>	/_ v.	, ,	<i>,</i>	00 A	< U) 3	リノがたり	ᆫᆝᅩ걸	<u> とって</u>	<u>、                                    </u>	. 07 _	のり田	υшь	· <b>9</b> o						
氏	名	i I	又		は	名	利	( )	去人番	手号	:									)
代 (	表 法		者 の		の 合	氏 の		1												
住							所	7												
連				絡			先		話番号メール											
登		録 年		月		E								4	ŧ		月		П	
登	録				番															
譲の	別 特 兌渡 し 又	ては	引渡	复し	名		耥													
	業務を 施設	を行	うた	- め	所	在	地													
		国際種事業の 器官等の種別			対象とする特		る特別	デ	う		科	の	牙	及	び	そ	の	加	I	品
廃	止	止した			年	月	l 日								年			月		日
廃す等	止の E				重		量	-												
	⊘ ান স	川村	<b>止</b> 都	F	処員	置の	方 法	;												

- 注1 届出は、事業を廃止した日から30日以内に行うこと。
  - 2 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。
  - 3 複数の施設で業務を行っており、一部施設のみを廃止する場合は、特別国際種事業登録事項変更届出書に てその旨届け出ること。
  - 4 「特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」(買取りや製造のみを行う施設も含む) が複数ある場合には全て記載すること。なお、書ききれない場合は、別紙に、施設の名称、所在地、施設 毎に廃止の日に現に有する特別特定器官等の重量及び処置の方法を記載の上、提出すること。その際の様 式は問わない。